

札幌市ジャンプ競技場条例 別表4に定める使用料の額は下記のとおりとします。

<札幌市ジャンプ競技場 有料施設等の使用料>

区分			使用料			
			単位		金額	
					入場料の類を徴収しない場合	入場料の類を徴収する場合
大倉山ジャンプ競技場	ジャンプ台	ジャンプ競技に使用する場合	1日につき		31,000円	101,100円
		その他の催物に使用する場合			239,200円	478,500円
	運営本部	会議室	1時間につき		1,000円	
	観覧フィールド		1日につき	50平方メートル	3,300円	
				50平方メートルを超える部分	10平方メートルにつき660円	
	エントランス広場ステージ		1日につき		19,900円	
宮の森ジャンプ競技場	ジャンプ台	ジャンプ競技に使用する場合	1日につき		31,000円	101,100円
		その他の催物に使用する場合			239,200円	478,500円
	観覧フィールド		1日につき	50平方メートル	3,300円	
				50平方メートルを超える部分	10平方メートルにつき660円	

- 「1日」とは、使用時間（有料施設に定める使用時間をいう。以下同じ。）をいいます。
- 営利又は営業の目的で使用する場合は、「入場料の類を徴収する場合」に区分します。
- 運営本部、観覧フィールド又はエントランス広場ステージをジャンプ台と併用して使用する場合は、この表の規定にかかわらず、ジャンプ台以外の施設の使用料を無料とします。
- 使用時間を経過し、又は繰り上げて使用することを市長が認めた場合は、当該超過又は繰上時間1時間までごとにつき、1時間当たりの使用料を3割増した額を加算します。
- 使用料の額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てます。
- 備付物件以外の電気器具その他の機械器具を使用した場合は、市長が定めるところにより、その実費相当額を徴収します。
- 使用時間が単位時間に満たない場合であっても、当該単位時間どおり使用したものとみなします。
- 使用面積が単位面積に満たない場合であっても、当該単位面積を使用したものとみなします。
- 荒井山ジャンツェの使用料は、無料とします。
- 令和7年3月31日までに札幌市ジャンプ競技場条例第3条に定める使用の承認を受けた場合は従前の使用料を適用することとします。

札幌市ジャンプ競技場条例 別表 5 に定める使用料の額は下記のとおりとします。

<札幌市ジャンプ競技場 撮影の使用料>

行為		使用料	
		単位	金額
撮影	映画	1 日につき	31,000 円
	テレビ・その他の動画		15,000 円
	写真		1,500 円

- 「1 日」とは、開場時間（競技場の開場時間をいう。以下同じ。）をいいます。
- 開場時間を超過し、又は繰り上げて撮影を行うことを市長が認めた場合は、当該超過又は繰上時間 1 時間までごとにつき、1 時間当たりの使用料を 3 割増した額を加算します。
- 使用料の額に 10 円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てます。
- 撮影が行われた時間が単位時間に満たない場合であっても、当該単位時間どおり撮影が行われたものとみなします。

札幌市ジャンプ競技場条例施行規則 別表に定める使用料の額は下記のとおりとします。

<大型映像車・テレビ映像中継装置 使用料>

区分			使用料		
			単位	金額	
				入場料の類を徴収しない場合	入場料の類を徴収する場合
大型映像車	競技場で使用する場合	ジャンプ競技に使用する場合	3,100 円	6,200 円	
		その他の催物に使用する場合	11,300 円	22,600 円	
	競技場以外で使用する場合	21,900 円	43,800 円		
テレビ映像中継装置（大倉山ジャンプ競技場のみ）			1 回につき	197,000 円	

- 「1 回」とは、市長が別に定める使用単位をいいます。
- 午後 9 時を超過し、又は午前 9 時を繰り上げて大型映像車を使用することを市長が認めた場合の使用料は、当該超過又は繰上時間 1 時間までごとにつき、この表の使用料を 3 割増した額とします。
- 使用時間が単位時間に満たない場合であっても、当該単位時間どおり使用したものとみなします。
- 使用料の額に 10 円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てます。

札幌オリンピックミュージアム条例 別表1、別表3に定める使用料の額及び観覧料は下記のとおりとします。

<札幌オリンピックミュージアム 有料施設の使用料>

区分	使用料	
	単位	金額
多目的ホール	1時間につき	2,500円
ウィンタースポーツシアター		1,200円
ライブラリー		1,000円
エントランスホール		1,000円

- 1 入場料の類を徴収する場合又は営利若しくは営業の目的で使用する場合は、10割増しとします。
- 2 開館時間（ミュージアムの開館時間をいう。以下同じ。）を超過し、又は繰り上げて使用することを市長が認めた場合は、当該超過又は繰上時間1時間までごとにつき、この表の使用料を3割増した額を加算します。
- 3 使用料の額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てます。
- 4 使用時間が単位時間に満たない場合であっても、当該単位時間どおり使用したものとみなします。
- 5 令和7年3月31日までに札幌市オリンピックミュージアム条例第4条に定める使用の承認を受けた場合は従前の使用料を適用することとします。

<札幌市オリンピックミュージアム 撮影の使用料>

行為	使用料	
	単位	金額
撮影	映画	31,000円
	テレビ・その他の動画	15,000円
	写真	1,500円

- 1 「1日」とは、開場時間をいいます。
- 2 開場時間を超過し、又は繰り上げて撮影を行うことを市長が認めた場合は、当該超過又は繰上時間1時間までごとにつき、1時間当たりの使用料を3割増した額を加算します。
- 3 使用料の額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てます。
- 4 撮影が行われた時間が単位時間に満たない場合であっても、当該単位時間どおり撮影が行われたものとみなします。